



福岡医発第 1079 号 (地)

平成 30 年 7 月 11 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

平成 30 年大阪府北部を震源とする地震による被災者の
「公害健康被害の補償等に関する法律」
「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」
「石綿による健康被害の救済に関する法律」等に係る公費負担医療等の取扱いについて

平成 30 年大阪北部を震源とする地震による災害発生により、公害健康被害補償制度、水俣病総合対策費補助金交付要綱等及び石綿健康被害救済制度に基づく認定患者等についても、被災により公害医療手帳等を消失あるいは家屋に残したまま避難しているために、医療機関に提示できない場合等も考えられます。

そのような場合においても、被災した認定患者等の負担軽減を図る観点から、当面の間は、①各制度の対象者であることの申出、②氏名、③生年月日、④住所、⑤認定を行った自治体名又は機関名を確認することにより、療養の給付等が行われることとなる旨、日本医師会より連絡がありました。

併せて、当該認定患者等に係る医療費の請求等の事務に関する取扱いについても示されておりますので、詳細は別添別紙をご参照ください。

つきましては、本件に関し貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

(保 84)

平成30年7月6日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 吉 郎

平成30年大阪府北部を震源とする地震による被災者の「公害健康被害の補償等に関する法律」「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」「石綿による健康被害の救済に関する法律」等に係る公費負担医療等の取扱いについて

平成30年大阪北部を震源とする地震による災害発生により、公害健康被害補償制度、水俣病総合対策費補助金交付要綱等及び石綿健康被害救済制度に基づく認定患者等についても、被災により公害医療手帳等を消失あるいは家屋に残したまま避難しているために、医療機関に提示できない場合等も考えられます。

そのような場合においても、被災した認定患者等の負担軽減を図る観点から、当面の間は、①各制度の対象者であることの申出、②氏名、③生年月日、④住所、⑤認定を行った自治体名又は機関名を確認することにより、療養の給付等が行われることとなります。

また、当該認定患者等に係る医療費の請求等の事務に関する取扱いについても併せて示されておりますのでお知らせ申し上げます。

<添付資料>

- ・平成30年大阪府北部を震源とする地震による被災者の「公害健康被害の補償等に関する法律」「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」「石綿による健康被害の救済に関する法律」等に係る公費負担医療等の取扱いについて

(平 30. 6. 22 事務連絡 環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課

保 健 業 務 室
特 殊 疾 病 対 策 室
石 綿 健 康 被 害 対 策 室

独立行政法人 環境再生保全機構
石綿健康被害救済部)

事 務 連 絡

平成30年6月22日

都道府県衛生主管部（局）御中

環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課

保 健 業 務 室

特 殊 疾 病 対 策 室

石綿健康被害対策室

独立行政法人 環境再生保全機構

石綿健康被害救済部

平成30年大阪府北部を震源とする地震による被災者の「公害健康被害の補償等に関する法律」「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」「石綿による健康被害の救済に関する法律」等に係る公費負担医療等の取扱いについて

環境保健行政につきましては、日頃より多大なる御協力を賜り心から御礼申し上げます。

この度の平成30年大阪府北部を震源とする地震による被災状況等にかんがみ、関連書類等を消失あるいは家屋に残したまま避難している等により、医療機関において、公費負担医療等を受けるために必要な手続をとることができない場合も考えられます。

つきましては、そのような場合においても、被災者の保護及び医療の確保に万全を期す観点から、当面、公害医療手帳、水俣病総合対策費補助金交付要綱に基づく医療手帳、水俣病被害者手帳、水俣病認定申請者医療手帳、水俣病要観察者等医療手帳及びメチル水銀に係る健康影響調査研究事業要綱に基づく医療手帳、石綿健康被害医療手帳が無くても、①各制度の対象者であることの申出、②氏名、③生年月日、④住所、⑤手帳の交付を行った自治体名又は機関名を確認することにより、慢性気管支炎等の公害認定疾病、水俣病や水俣病にも見られる四肢末梢優位の感覚障害又は神経症状等、石綿救済法指定疾病に係る受診、療養の給付等が行われることとしたいと思います。

また、医療費の請求等の事務について、下記のとおり取り扱うこととするので、貴管下関係機関への周知方をよろしくお願い申し上げます。

なお、(公社)日本医師会、(一社)日本病院会、(公社)全日本病院協会、(一社)日本医療法人協会、(公社)日本精神科病院協会、(公社)日本看護協会、(公社)日本薬剤師会等に対しましても、この取扱いにつき、協力依頼を行う予定であることを

申し添えます。

記

医療機関等は、以下の手帳の対象者であるとの申し出により、同手帳の提示を受けずに取り扱った場合は、次の方法によられたいこと。

1. 公害医療手帳

医療機関等は、慢性気管支炎等の公害認定疾病についての療養の給付を取り扱った場合は、認定を受けた都道府県又は公害健康被害の補償等に関する法律第4条第3項の政令で定める市（別紙1の自治体）に照会した上で、公害診療報酬請求書及び公害診療報酬明細書等を用いて当該自治体に請求すること。

2. 水俣病総合対策費補助金交付要綱に基づく医療手帳等

医療機関等は、水俣病総合対策費補助金交付要綱に基づく医療手帳、水俣病患者手帳、水俣病認定申請者医療手帳、水俣病要観察者等医療手帳及びメチル水銀に係る健康影響調査研究事業要綱に基づく医療手帳の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号（別紙2参照）を付すとともに、氏名欄の余白に住所を記載し、審査支払機関に請求すること。

ただし、受給者番号が確認できた場合には記載することとし、この場合においては住所を記載する必要がないこと。

3. 石綿健康被害医療手帳

医療機関等は、石綿健康被害医療手帳の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号（認定疾病に係る医療「66141011」）を付すとともに、氏名欄の余白に住所を記載し、審査支払機関に請求すること。

ただし、受給者番号が確認できた場合には記載することとし、この場合においては住所を記載する必要がないこと。

(旧第一種地域)

県市区名	電話番号	所属	郵便番号	住所
千葉県	043-245-5183	千葉市役所	〒260-8722	千葉県千葉市中央区千葉港1-1
千代田区	03-5211-8174	千代田保健所	〒102-0073	東京都千代田区九段北1-2-14
中央区	03-3546-5400	中央区役所	〒104-8404	東京都中央区築地1-1-1
港区	03-6400-0082	みなと保健所	〒108-8315	東京都港区三田1-4-10
新宿区	03-5273-3048	新宿区役所	〒160-0022	東京都新宿区新宿5丁目18番21号 新宿区役所第二分庁舎分館
文京区	03-5803-1225	文京区役所	〒112-8555	東京都文京区春日1-16-21
台東区	03-3847-9492	台東保健所	〒110-0015	東京都台東区東上野4-22-8
品川区	03-5742-6747	品川区役所	〒140-8715	東京都品川区広町2-1-36
大田区	03-5744-1246	大田区保健所	〒144-8621	東京都大田区蒲田5-13-14
目黒区	03-5722-9407	目黒区役所	〒153-8573	東京都目黒区上目黒2-18-15
渋谷区	03-3463-2433	渋谷区役所	〒150-8010	東京都渋谷区渋谷1-18-21
豊島区	03-3987-4220	豊島区役所	〒170-0013	東京都豊島区東池袋1-20-9
北区	03-3908-9019	北区役所	〒114-8508	東京都北区王子本町1-15-22
板橋区	03-3579-2303	板橋保健所	〒173-0014	東京都板橋区大山東町32-15
墨田区	03-5608-6190	墨田区役所	〒130-8640	東京都墨田区吾妻橋1-23-20
江東区	03-3647-9564	江東区保健所	〒135-0016	東京都江東区東陽2-1-1
荒川区	03-3802-4217	荒川区保健所	〒116-8502	東京都荒川区荒川2-11-1
足立区	03-3880-5893	足立区役所	〒120-8510	東京都足立区中央本町1-17-1
葛飾区	03-5654-8564	葛飾区保健所	〒124-8555	東京都葛飾区立石5-13-1
江戸川区	03-5662-1414	江戸川区役所	〒132-8501	東京都江戸川区中央1-4-1
横浜市	045-671-2482	横浜市役所	〒231-0017	神奈川県横浜市中区港町1-1
川崎市	044-200-2436	川崎市役所	〒210-8577	神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地
富士市	0545-55-2739	富士市役所	〒417-8601	静岡県富士市永田町1-100
名古屋市	052-972-2687	名古屋市役所	〒460-8508	愛知県名古屋市中区三の丸3-1-1
愛知県	052-954-6209	愛知県庁	〒460-8501	愛知県名古屋市中区三の丸3-1-2
四日市市	059-354-8278	四日市市役所	〒510-8601	三重県四日市市諏訪町1-5
大阪市	06-6647-0793	大阪市保健所	〒545-8515	大阪府大阪市阿倍野区旭町1-2-7-1000
豊中市	06-6858-2286	豊中市 すこやかプラザ	〒560-0023	大阪府豊中市岡上の町2-1-15
吹田市	06-6384-1827	吹田市役所	〒564-8550	大阪府吹田市泉町1-3-40
守口市	06-6992-2422	守口市市民 保健センター	〒570-0033	大阪府守口市大宮通1-13-7
東大阪市	072-960-3802	東大阪市 保健所	〒578-0941	大阪府東大阪市岩田町4-3-22-300
八尾市	072-924-8536	八尾市役所	〒581-0003	大阪府八尾市本町1-1-1
堺市	072-228-7582	堺市役所	〒590-0078	大阪府堺市堺区南瓦町3-1
神戸市	078-322-5248	神戸市役所	〒650-5870	兵庫県神戸市中央区加納町6-5-1
尼崎市	06-4869-3032	尼崎市保健所	〒661-0052	兵庫県尼崎市七松町1-3-1-502
倉敷市	086-426-3398	倉敷市役所	〒710-8565	岡山県倉敷市西中新田640
岡山県	086-226-7341	岡山県庁	〒700-8570	岡山県岡山市北区内山下2-4-6
北九州市	093-522-8722	北九州市役所	〒802-8560	福岡県北九州市小倉北区馬場1-7-1
大牟田市	0944-41-2669	大牟田市役所	〒836-8666	福岡県大牟田市有明町2-3

(第二種地域(うち慢性中毒症))

県市区名	電話番号	所属	郵便番号	住所
島根県	0852-22-5254	島根県庁	〒690-8501	松江市殿町1
宮崎県	0985-26-7082	宮崎県庁	〒880-8501	宮崎市橘通東2-10-1

別紙 2

			熊本県	鹿児島県	新潟県	新潟市
医療事業	医療手帳	医療 介護	51433019 88433016	51463016 88463013	51153013 88153010	
	水俣病被害者手帳 (療養手当あり)	医療 介護	51433019 88433016	51463016 88463013	51153013 88153010	
	水俣病被害者手帳 (療養手当なし)	医療 介護	51433027 88433024	51463024 88463021	51153021 88153028	
	保健手帳	医療 介護	51433027 88433024	51463024 88463021	51153021 88153028	
	申請者医療事業	医療 介護	51433035 88433032	51463032 88463039	51153039 88153036	51153047 88153044
メチル水銀健康影響調査研究事業		医療 介護	51433043 88433040			